

iDeCo（個人型確定拠出年金）の 現状と課題について

individual-type Defined Contribution pension plan

令和3年10月
国民年金基金連合会
確定拠出年金部

iDeCoの加入者数の推移①

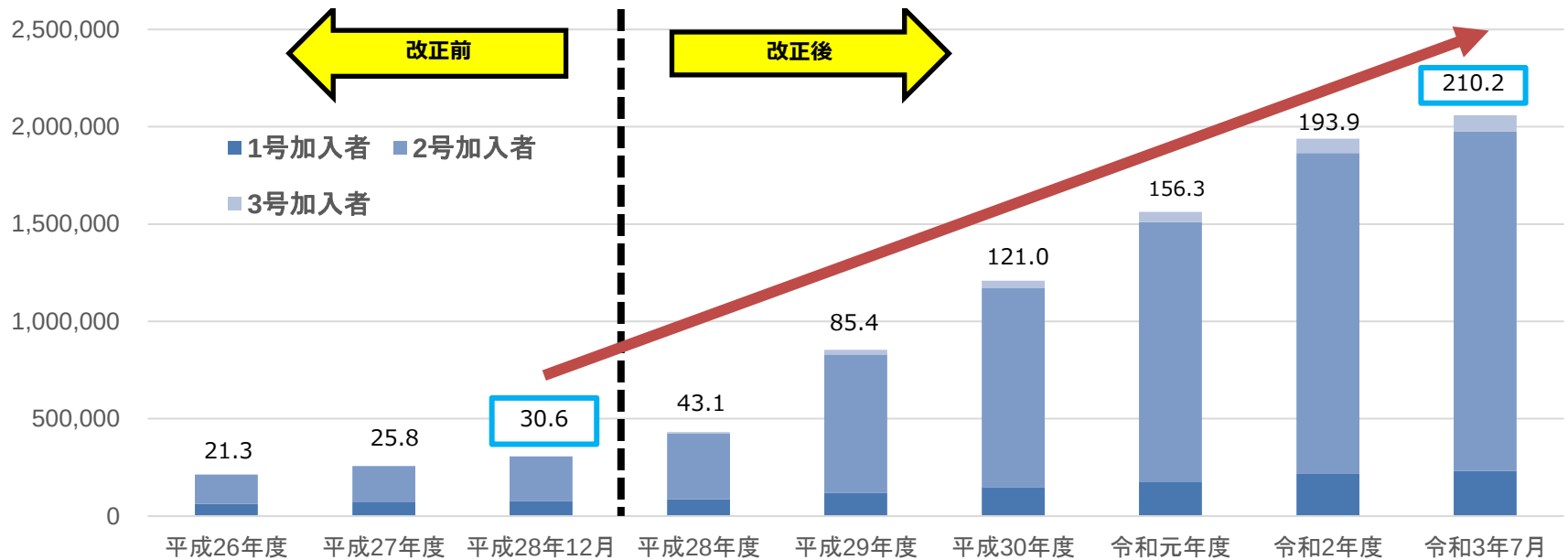
- 平成28年改正法により、平成29年1月からiDeCoの**加入対象者の範囲が拡大**。

(改正前) 1号被保険者、企業年金のない2号被保険者

(改正後) 1号被保険者、2号被保険者（企業年金のある者を含む。）、3号被保険者

※ 2号被保険者は60歳未満。また、企業型DC加入者は、規約でiDeCo加入を認めている場合に限る。

- 加入者数は、改正前の30.6万人（平成28年12月）から**210.2万人**（令和3年7月）**まで増加**している。



※各年度は3月時点。

iDeCoの加入者数の推移②

<iDeCo加入者の年齢分布>

○ 平成29年1月の加入拡大後、40代以上の割合が減少する一方、**30代以下の割合が増加**している。

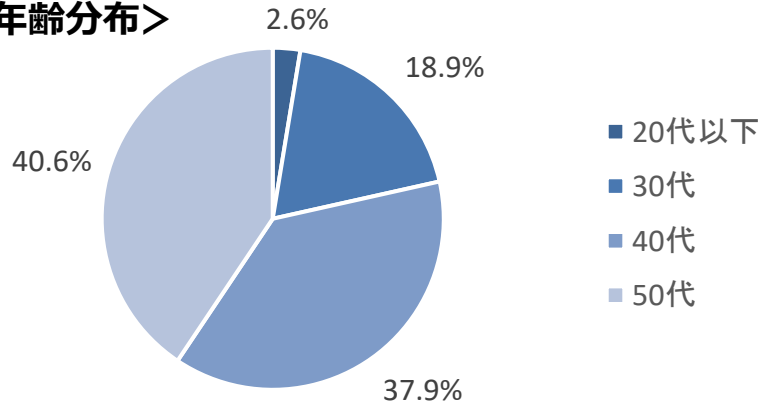
<iDeCo加入者の男女比率>

○ 平成29年1月の加入拡大後、**女性の割合が増加**している。

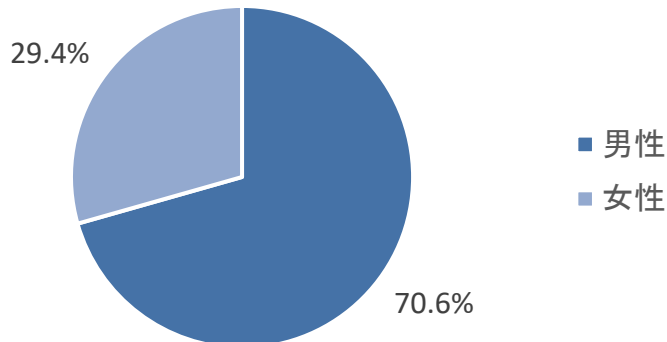
改正前

平成28年12月

<年齢分布>

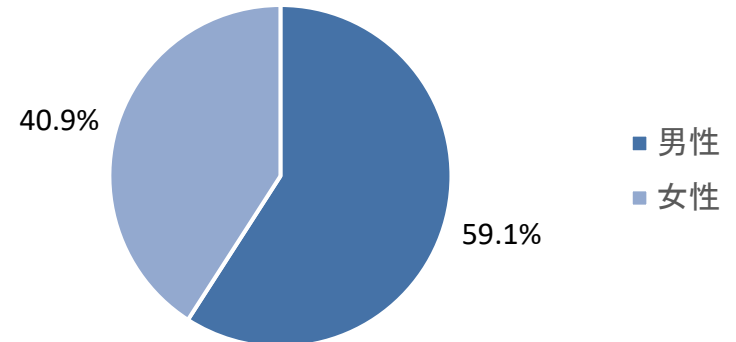
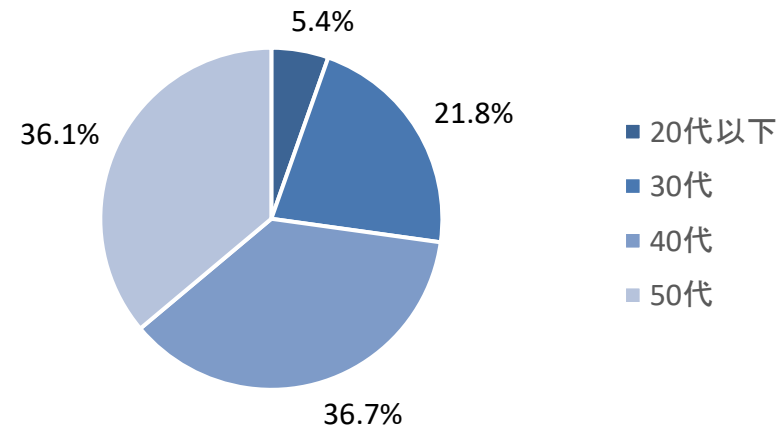


<男女比率>



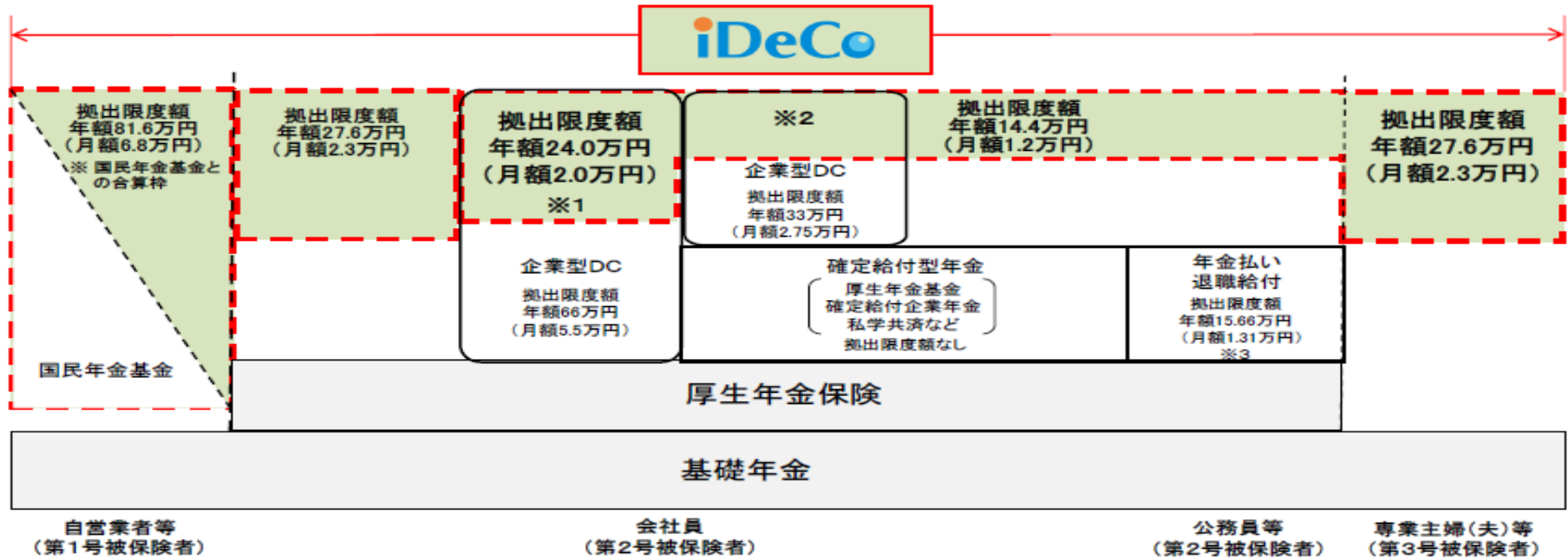
改正後

令和3年7月



iDeCoの年金制度における位置付け

- iDeCoは、我が国の年金制度において、公的年金の上乗せ給付を行う私的年金に位置付けられているが、その中でも、ライフコースや働き方の多様化を踏まえ、**就労世代の全ての方々**が老後に向けて資産形成をしていくための**受皿としての位置付け**を有している。
→ iDeCoであれば、転職しても、加入・拠出を継続することが可能。年金資産のポータビリティもある。
- **人生100年時代**が到来し、長期化する老後に備えることが必要となる中で、**公的年金と相まって老後の所得確保**を担うその役割は、更に重要となっている。



- ※1 企業型DCのみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額上限は62万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

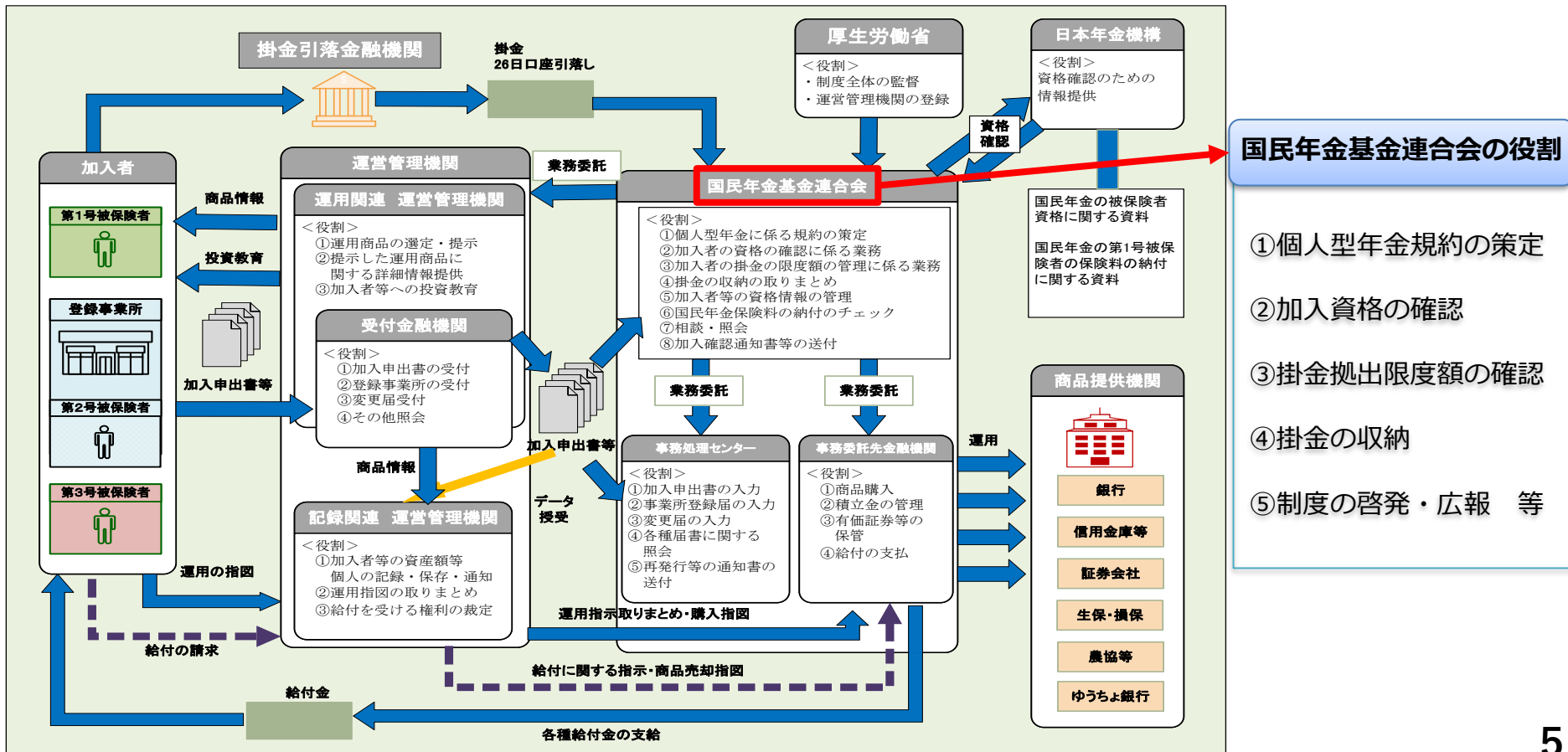
iDeCoの特徴

- iDeCoには、拠出、運用、給付の各段階での**税制支援**がある。
- **掛金を自分で決める**ことができ、若い方でも**5,000円から**始められる（また、拠出をいつでも止めることができる）。
 - ※ 企業型DCでは、事業主拠出が基本であり、規約で定めた場合は加入者のマッチング拠出が可能。ただし、マッチング拠出は、事業主拠出を超えない範囲に限る。
- 運用商品を提供する**運営管理機関を自分で選択**し、運用商品も自分で決める。
 - ※ 企業型DCでは、事業主が運営管理機関を選任。
- 転職時に年金資産の**ポータビリティ**があり、**加入・拠出の継続**も可能となっている。
 - ※ 企業型DCでは、転職先でも企業型DCを実施していて加入できれば、継続が可能。
- ただし、60歳前の**中途引き出し**はできない。

	iDeCo	企業型DC
実施主体	国民年金基金連合会	事業主 ※実施に当たり労使合意を要する。
加入対象者	1号被保険者、2号被保険者、3号被保険者 ※60歳前	従業員 ※加入資格設定の場合有り。原則60歳前。
加入者数・資産額	210.2万人（令和3年7月）/2.2兆円（令和元年度末）	747万人（令和3年3月）/13.6兆円（令和元年度末）
掛金	加入者拠出 ※中小事業主も上乗せして拠出できる場合有り。 ※拠出限度額 1号被保険者：月額6.8万円、2号被保険者：月額2.3万円、2.0万円又は1.2万円、3号被保険者：月額2.3万円	事業主拠出 ※加入者もマッチング拠出できる場合有り。 ※拠出限度額：月額5.5万円又は2.75万円
運営管理機関	加入者が選択。	事業主が選任。
転職時	加入・拠出の継続も可能。 ※企業型DC加入者となる場合は、規約でiDeCo加入を認めている場合に限る。	転職先でも企業型DCを実施していて加入できれば、継続が可能。

iDeCoの実施機関としての国民年金基金連合会の役割

- 国民年金基金連合会は、DC法に基づき、**iDeCoの実施機関**として定められている。
- iDeCoの運営は、加入者等との相對業務を行う運営管理機関や受付金融機関、記録管理を行うRKなど、**多くの関係者の役割分担・協力**の下に成り立っている。全体の事務フローの中で、**関係者が連携・協力**し、事務をつないでいくという視点が重要となっている。



年金制度改革法の実施に向けた取組①

令和2年5月の年金制度改革法の成立を受け、連合会では、以下の改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進することとしている。

<実施済>

① iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託（令和2年6月施行）

iDeCoを実施する国民年金基金連合会も継続投資教育の実施を企業年金連合会に委託することが可能となった。

② iDeCoプラスの対象拡大（令和2年10月施行）

iDeCoプラスの対象事業主について、従業員100人以下の事業主から、**従業員300人以下**の事業主に拡大。

<今後実施予定>

① 受給開始時期等の選択肢の拡大（令和4年4月施行）

（現 行）60歳から70歳の間で受給開始時期を選択。

（改正後）60歳から**75歳**の間に受給開始時期を拡大。

② iDeCoの加入可能年齢の引上げ（令和4年5月施行）

（現 行）国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

（改正後）2号被保険者について原則**65歳未満に引き上げ**られるとともに、2号被保険者以外の**国民年金任意加入被保険者**※もiDeCoに加入可能とする。

※ 保険料納付済期間等が480月未満の65歳未満の任意加入被保険者。

③ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善（令和4年5月施行）

（現 行）加入者の退職等に伴うDB（確定給付企業年金）からiDeCoへの年金資産の移換が可能。

（改正後）**終了したDB**（確定給付企業年金）から**iDeCo**への年金資産の移換を可能とする。

年金制度改革法の実施に向けた取組②

④ iDeCoの脱退一時金の受給要件の見直し（令和4年5月施行）

（現 行）国民年金の保険料免除者のみ受給可能。

（改正後）**iDeCoに加入することができず**、通算の**掛金拠出期間が5年以内**であり、**資産額が25万円以下**であるなどの一定の要件を満たす場合には、受給可能。

⑤ 企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）

（現 行）企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、労使合意に基づく規約の定めがある企業に限定。

（改正後）規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善を図る。

具体的には、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、**DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）**から**企業型DCの事業主掛金を控除**した残余の範囲（**月額2万円以内**）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。

※ 上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。

iDeCoにおけるオンライン化の推進

<加入手続等のオンライン化の現状>

- 令和3年1月から加入申出書、移換申出書のオンライン化を実施。
※ 本年8月の時点では、運管5社でオンライン受付を導入。

<加入手続等のオンライン化の推進>

- 各運管での**オンライン受付の導入の拡大**。
- **掛金の事業主払込**についても、本年度、優先的に**システム開発に取り組み、オンライン化**を実施。
※ iDeCoプラスを導入する場合は、掛金を事業主払込とすることが前提となっている。また、本年1月の規約変更で、事業主払込の申出も、オンライン提出を可能とする規定を整備している。
- また、本年度においては、控除証明書再発行申請や2号加入者の届出のオンライン化に向け、システム開発を実施。
- さらに、4年度以降において、他の届出手続のオンライン化についても、関係者とも連携して、順次取り組んでいく。

検討スケジュール

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
加入・移換手続	○3年1月に、加入・移換手続のオンライン化を開始。	○各運管での導入の拡大。 ○掛金の事業主払込についてシステム開発を実施。	○各運管での導入の拡大。 ○6年12月に、事業主証明を廃止。			
届出手続		○控除証明書再発行申請や2号加入者の届出のオンライン化に向け、システム開発を実施。	○4年度に、2号加入者の届出をオンライン化し、連合会で一元実施。6年度に、2号加入者の届出を廃止。2号加入者の届出のオンライン回答システムをiDeCoプラスの開始届、事業所登録・変更手続等に活用することも検討。 ○他の届出手続（住所変更等届、掛金額変更届、種別変更届、資格喪失届等）のオンライン化について順次検討・実施。			

啓発・広報活動の推進

- 連合会では、これまで、iDeCoの認知度向上のため、iDeCoの愛称決定（平成28年9月）の後、iDeCoの**ロゴマーク**や、普及推進キャラクター「**イデコちゃん**」を作成。
iDeCo公式サイトの公開等を実施するとともに、**金融機関と連携**して、テレビCM、インターネット広告等を実施。
※ 運営管理機関等でも、ウェブサイトでの発信やインターネット広告、パンフレット・チラシの作成や窓口等での配布・説明等を実施している。
- iDeCoについては、全般的に認知がされてきていると考えているが、今後においては、加入者数が少ない、**若い世代も念頭に広報**していくことが重要であり、その際には**ウェブの活用が効果的**。
iDeCo公式サイトについて、昨年度、資産運用に係るコンテンツを新たに制作し、長期・積立・分散投資が重要で、若い世代が加入することが有利であることについて発信、本年度においては、**若い世代等に向けた新たな動画コンテンツの制作**等、更なる充実を図る。
- さらに、これまで実施してきたiDeCoセミナー等について、昨年度、金融機関と連携して、加入者数等が**少ない地方でのオンラインセミナー**の新たな取組を実施。
本年度においては、地方でのオンラインセミナー等の取組の拡大を図る。
- iDeCoのメリット等を啓発広報し、**更なる加入推進**につなげていく。

投資教育の推進

- 投資教育については、運営管理機関に加え連合会としても、金融商品の仕組みと特徴、資産運用の基礎知識等について、**iDeCo公式サイト等で、多くの加入者等に幅広く情報提供**している。
 - ※ iDeCoにおいては、連合会が約160の運営管理機関と契約し、投資教育を含め、加入者等に選択肢を幅広く用意する形にして運営している。
- さらに、昨年度においては、
 - ①iDeCo公式サイトのiDeCoでできる資産運用ガイドの制作
 - ②iDeCo公式サイトに資産運用コラムを掲載
 - ③地方でのオンラインセミナーで資産運用についてのプログラムの実施等により投資教育を推進した。
- 今年度においては、これらに加え、**企業年金連合会と連携した投資教育**を実施する予定。
 - ①「動画で学ぶiDeCo特設サイト」を設置の上、eラーニングコンテンツを制作（①未加入者向け、②40代までの加入者向け、③50代以上の加入者向け）し、ログインなしで受講できる環境を提供
 - ②投資教育に関するオンラインセミナーの開催

普及推進キャラクター
「イデコちゃん」



iDeCoロゴマーク

